

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主の方へ

## 不正受給が判明した場合は 公表・返還請求を行っています！

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、多くの事業所にご利用いただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、都道府県労働局では、不正受給が判明した場合、特に重大又は悪質なものであると認められる事案について、ホームページ上で以下の内容を公表しています。さらに、既に支給した助成金については、不正受給した額に加えて、延滞金及び不正受給した額の2割に相当する額の合計額の請求を行います。

### 不正受給が判明した場合

#### 【公表について】

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容を **公表** しています。

✗ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して刑事告訴等を行うこともあります。

#### 【返還請求について】

- ・ 不正受給した助成金の額
- ・ 不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金
- ・ 不正受給した助成金の額の2割に相当する額の **合計額の返還請求** を行います。

✗ 上記に加えて、雇用関係助成金の5年間の不支給措置を行います。



# 雇用関係助成金の利用をされる事業主の方へ

## 不正受給の防止のために 調査を強化しています！

雇用関係の各種助成金は、雇用保険被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体に対して必要な助成を行うものです。しかし、制度を悪用し助成金の支給要件を満たさないにもかかわらず、虚偽の申告等をし支給を受けようとする事例がみられます。

労働局・ハローワークでは、適正な制度の運営を図るため、不正受給防止対策として以下の取り組みを行っています。各助成金の趣旨をご理解いただいたうえで助成金を活用していただくとともに、各種調査についてご協力をお願いいたします。

なお、労働局・ハローワークによる調査及び書類等の提出に協力いただけない場合は、助成金を支給できなくなりますので、ご了承ください。

### 立入検査

(雇用保険法第79条)

- 労働局・ハローワークでは、調査のため事前予告なしに事業所を訪問し、立入検査を実施しています。
- 立入検査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を確認させていただきます。
- 代表者や事務担当者の方のほか、従業員の方にお話を伺わせていただくことがあります。

### 従業員・取引先等への調査

- 従業員の方に電話等で雇用状況などを伺うことがあります。(雇用保険法第79条)
- 助成金の要件の確認のため必要がある場合には、取引先等に調査協力を求めることがあります。

### 関係書類の借り上げ

(雇用保険法第76条)

- 助成金の審査に必要がある場合には、法律に基づき帳簿書類などをお預かりします。
- 添付書類については、パンフレット等に記入があるもの以外でも、審査が進む段階ごとに必要な書類を提出していただきます。
- 国の会計検査の対象となった場合は、各種関係処理の借り上げを行います。

### 継続・追跡調査

- 支給決定後であっても、疑義等が生じたときが上記調査を行います。



# 雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します

## 不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

### 事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**積極的に公表**します
- 都道府県労働局が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正「**指南役**」の**氏名等も公表**の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

### 返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」 (**ペナルティ**) + 「延滞金」の合計額を返還請求します

### 5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

### 捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について**都道府県警察本部との連携を強化**します
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

ご一報  
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。



ひとくらし・みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク